

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [労働組合の存在理由 \(3\)](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働組合の存在理由 (3)

#### 弱い個人

なぜ、労働者は声を上げないのか。

それは、会社に楯突けば、雇用が失われるかもしれないからだ。

一人ふたりの反乱ならば、うるさい奴は辞めさせよう、となる。

労働基準局に申告をしても、誰が申告をしたのだと、「犯人捜し」が始まる。

法律では、「不当解雇」は無効とされるが、それを証明する術を個の労働者は持ちえない。

仮に訴訟に持ち込み証明されても、大半の労働者は、退職する形（金銭解決）で紛争解決していく。

なぜ、解雇が無効であるのに、職場に戻ることなく、退職を前提とした金銭解決がなされるのだろうか。

それは、「個の労働者」という限界からである。

#### 仲間が存在

もし、職場に労働組合があったらどうだろう。

団体交渉で、不払い残業代を支払うよう請求できるし、再発するようなら労働組合として労基署に相談したり、集団的に労基法違反の申告を行うこともできる。

一人ふたりなら処分できても、労働組合が組織されていれば、大半の労働者を退職に追い込むことなどできない。

仲間がいなければ勇気を振り絞って闘っても、「職場に戻ったところで嫌がらせを受けるだろう」「まともな仕事を与えられず、退職に追い込まれるかもしれない」と不安を抱く。

労働組合があっても仲間意識がない組合だとしたら、これもまた不安である。

復職しても同僚から、「あいつと親しくしていると今度は自分が痛い目を見るかもしれない」となると、結局「孤立無援」の状態に追い込まれる。

だからこそ、労働者の権利を守るという原点をしっかりと持った労働組合が大切である。

労働組合の原点は、労働条件を維持改善するために、労働者が団結することにある。

すべてのことに対して、労働者が団結し、助け合うことが大きな力となるのである。

ここでも教育が意味を持つてくる。

#### 労働基準法第104条

1、事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。

2、使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

# Worker's Library

静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
【ワーカーズ・ライブラリー】

JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.